

事務連絡
令和3年11月29日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

令和4年2月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、介護職員を対象に、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。」とされました。

これについて、今般、令和3年度補正予算案が令和3年11月26日に閣議決定されましたので、当該措置の概要について、別紙のとおり報告いたします。本事業の詳細については、現在鋭意検討中であり、追ってお示しいたします。

看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

2. 分配戦略～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～

(2) 公的部門における分配機能の強化等

① 看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置⁴⁸を、来年2月から前倒しで実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置⁴⁹を、来年2月から前倒しで実施した上で、来年10月以降の更なる対応について、令和4年度予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

48 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

49 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

介護現場で働く方々の収入の引上げ

令和3年度補正予算案: 1,000億円

事業目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる介護現場の最前線において働く方々の収入の引上げを図る。

事業概要

- 介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から前倒しで実施するために必要な経費を都道府県に補助する。
 - ※ 介護事業所において、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める方針。
- 具体的な事業スキームについては、今後、各都道府県や関係団体と調整する予定。

実施主体等

